（電磁的記録に代わる書面の作成）

第九条の七　登記官は、法第十七条第三項に規定する電磁的記録については、これに代わるものとして保存すべき書面を作成することができる。

2　［略］

（管轄転属の場合の措置）

第十一条　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

2　前項の場合において、甲登記所が登記記録を移送したときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

3　［略］

（帳簿等の廃棄）

第十七条　登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面（法第十七条第三項に規定する電磁的記録及び法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下「帳簿等」という。）を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

（附属書類の閲覧請求）

第二十一条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人が法人であるときは、当該法人（第一項の申請書に会社法人等番号を記載したものを除く。）の代表者の資格を証する書面

二　［略］

（電磁的記録に代わる書面の作成）

第九条の七　登記官は、法第十七条第四項に規定する電磁的記録については、これに代わるものとして保存すべき書面を作成することができる。

2　［同上］

（管轄転属の場合の措置）

第十一条　［同上］

2　前項に規定する場合において、甲登記所において登記の必要がある会社であつて転属した地域内に支店を有するもの（当該地域内に本店を有しないものに限る。）があるときは、甲登記所は、同項の規定にかかわらず、その会社の登記記録中商号、本店、支店（転属後の乙登記所の管轄区域内にあるものに限る。）及び会社成立の年月日に係る記録を乙登記所に移送すれば足りる。

3　前二項の場合において、転属後の甲登記所の管轄区域内に支店を有する会社（当該管轄区域内に本店を有しないものに限る。）があるときは、甲登記所においては、その商号、本店、支店（当該管轄区域内にあるものに限る。）及び会社成立の年月日の登記並びに登記記録区にされた登記以外の登記事項に抹消する記号を記録しなければならない。

4　第一項の場合において、甲登記所が登記記録を移送したときは、甲登記所において登記の必要がある会社に関するものを除き、その登記記録を閉鎖しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定により移送を受けた登記記録が乙登記所において登記がされている会社（転属前の甲登記所の管轄区域内に本店を有するものに限る。）に関するものであるときは、乙登記所におけるその会社の登記記録は、閉鎖しなければならない。

6　第一項又は第二項の規定により移送を受けた登記記録が乙登記所において登記がされている会社（転属前の甲登記所の管轄区域内に本店を有しないものに限る。）に関するものであるときは、その登記記録は、閉鎖しなければならない。この場合において、その会社が転属前の乙登記所の管轄区域内に本店を有しない会社であつて、かつ、転属した地域内に支店を有するものであるときは、その支店の登記をしなければならない。

7　［同上］

（帳簿等の廃棄）

第十七条　登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面（法第十七条第四項に規定する電磁的記録及び法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下「帳簿等」という。）を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

（附属書類の閲覧請求）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

3　第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人が法人であるときは、当該法人（当該登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は第一項の申請書に会社法人等番号を記載したものを除く。）の代表者の資格を証する書面

二　［同上］